

放射線被曝者医療に関する受入研修申請書

活字体又はタイプで記入して下さい。

日付 _____

長崎・ヒバクシャ医療国際協力会会長 殿

以下の通り、NASHIM 研修プログラムを申請します。

応募者の氏名： _____ (活字体で)

署名： _____

応募者の勤務先： _____

応募者の職業名： _____

申請機関名： _____

機関の代表者氏名： _____ (活字体で)

署名： _____

日本における推薦機関名： _____

機関の代表者氏名： _____ (活字体で)

署名： _____

応募理由： _____

添付書類： 応募者の個人情報 (様式2)

誓約書 (様式3)

応募者の英語力証明書 (様式4) - 応募者の母国語が英語の場合、この様式は不要 -

注 意 点： 1.原則として、毎年9月30日までに受理した申請について、翌会計年度
(日本の場合、4月1日) 扱いと致します。

2.この様式は、英語で記入して下さい。



応募者の個人情報

活字体又はタイプで記入して下さい。

応募者の署名： _____ 日付 _____

氏名等

氏名	(名)	(ミドルネーム)	(姓)
生年月日	(日/月/年)		性別 男性・女性
出生地	(市/国)		
国籍		既婚・未婚の別	既婚・未婚
現住所			
電話番号	() -	FAX番号	() -
E-Mail			
緊急時の連絡先	氏名：	応募者との関係：	
	住所：		
	電話番号：() -		

学 歴

機関名			
所在地			
在学期間	自	至	(月/年)
学位・免状・免許等			
専攻分野			
機関名			
所在地			
在学期間	自	至	(月/年)
学位・免状・免許等			
専攻分野			

取得している専門的資格、又は免許証 _____

--



注意：この様式は、英語で記入して下さい。

研修内容

希望する研修時期及び期間

開始年月日： _____ 終了年月日： _____

研修費用負担

研修プログラム終了後、研修の成果をいかに実際の仕事に活かしていくかを、
英語500語以内で簡潔に記述して下さい。



誓 約 書

私は、長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（以下NASHIM）の研修プログラムの研修生として受け入れられた場合、下記約定を厳守することを誓約いたします。

1. 日本の法律、条例、その他規則を遵守すること
2. NASHIMが出した条件を満たし、NASHIMの規則を遵守すること
3. 研究課題を忠実に遂行し、研修することになる機関の規則を遵守すること
4. 政治的その他研修に関係のない活動に参加しないこと
5. 営利的仕事をしないこと
6. NASHIM負担額を超える費用については個人負担とし、財政支援額の増額を要求しないこと
7. 日本で借金をした場合、そのような借金については、全額個人負担として返済すること
8. NASHIMに研修の継続が困難であると判断された場合、NASHIMの研修生としての資格取消の決定に、不満なく黙従すること
9. 日本での研修コースを終了した後、帰国し、母国の発展及び母国と日本の友好関係の促進に貢献すること

応募者の署名： _____ 日付 _____

注意：この様式は、期間が2週間以上の研修を申請する場合に記入して下さい。



英語力証明書

応募者の署名： _____ 日付 _____

注意：この様式は、応募者の申請を行っている機関の上司、又は推薦している日本の機関の責任者が記載して下さい。

この様式の記載者の氏名： _____ 署名： _____

職場・職務： _____

下記の から のうち適当な項目に印をつけて下さい。

理解力

通常で話しかけられて、難なく理解する
ゆっくりと注意深く話しかけられると理解する
理解するには何度も繰り返してもらい、又は語句の翻訳を
してもらい必要あり

会話力

流暢かつ正確に話し、容易に理解しうる
明瞭に話す、流暢でない又は全く正確というわけではない
たどたどしく話し、時々語句がつまる

作文力

容易かつ正確に書く
書くのに時間がかかり、かつ（又は）中級レベルの正確さしかない
書くのに難儀し、頻繁に間違える

読解力

速読で完全に理解する
ゆっくりと読むが、読んだ内容はほとんど理解している
読むのに難儀し、頻繁に辞書に頼る

総合評価

応募者の英語力はこの研修プログラムを受けるのに十分である
さらに語学研修を受ける必要なし
母国の _____ で、集中語学研修を _____ カ月受けた後
応募者の英語力は不十分である

応募者の研修プログラムを行う際に役立つと思われる、その他意見

備考：申請書が受理される前に、応募者はNASHIMによる語学熟達度の測定試験を受けるように要請されることがあります。この要請がなされた場合、応募者はNASHIM要請の試験を受けなければなりません。

